

# 川 上 村 環 境 基 本 計 画

平成22年10月

奈良県川上村

はじめに

## 川上村環境基本計画の策定にあたり

本村は、早くから環境問題に意識を高めてまいりました。村内の2つのダムと共存しながら源流域の自然を守り・育み・活用し、下流域にかけがえのない水を供給する使命を意識し、本格的に環境施策に取り組みはじめたのは、平成6年9月に第3次川上村総合計画「吉野川源流物語」を策定し、平成8年8月に全国川上町村連絡協議会で『川上宣言』を採択したころからです。

以降、村内外の皆さんのご理解と参画を得ながら、川上村最古の人工林(歴史の証人)や三之公原生林の購入・維持管理、自然体験拠点の開設・運営、森と水の源流館の開館と交流・環境学習活動、「緑の循環認証会議」SGEC 森林認証の取得、シルバー人材センターを活用した巡回パトロールの強化など、様々な環境施策を推進してまいりました。

これらの取り組みは、現代社会において強く求められている地球規模での環境保全、地球温暖化対策、生物多様性の確保、地域の個性と魅力づくりなどにも、大きく寄与してきたものと確信しております。

この度、より効果的に水源地のむらづくりを推進していくため、平成21年9月16日に制定・公布した川上村環境基本条例に基づいて、川上村環境審議会を始め、村内外の多くの皆さまからご意見を拝聴しながら、川上村環境基本計画を策定いたしました。

この計画策定を進める中で、川上村の豊かな自然と共生しながら、下流にきれいな水を流し続け、この豊かな環境を次世代に継承し、地球環境に対する人類の働きかけのすばらしい見本になっていくためには、村民、事業者、村・県・国などの行政、流域住民等の村外の人々など、多くの主体が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことの重要性を改めて確信いたしました。

本計画では、実現に向けて試行錯誤を繰り返しながら推進すべき施策や村民皆さんの生活にも直接関連する施策も多く含んでいます。

そのため、本計画で定めた内容を、まず村内外の人々にお伝えして、実現方策については十分に意見交換を図りながら、「水源地のむらづくり」の推進力となる施策にしたいと考えております。今後とも、一層のご理解とご協力、様々な活動への参画をお願いする次第です。

平成22年10月

川上村長 大谷 一二

# 目次

## はじめに

### 第1章 計画の基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨…………… 1
- (2) 計画の性格…………… 2
- (3) 計画対象とする環境の範囲…………… 3
- (4) 計画の期間…………… 3
- (5) 計画の構成…………… 3

### 第2章 村の主な環境課題

- (1) 基本的な課題…………… 4
- (2) 個別の課題…………… 4

### 第3章 計画の基本理念と基本目標

- (1) 基本理念…………… 6
- (2) 計画の基本目標…………… 7
- (3) 施策の体系…………… 9

### 第4章 基本目標を達成するための施策

#### 4-1 自慢の種(自然資源)を守り育む施策

- (1) 森林を守り育む…………… 11
- (2) 清らかな水・河川を維持する…………… 12
- (3) 清らかな大気を維持する…………… 13
- (4) 清らかな大地を維持する…………… 13
- (5) 野生動植物と共生する…………… 13
- (6) 歴史・自然遺産と共生する…………… 13

#### 4-2 自慢の種と調和する快適・安全な環境を創る施策

- (1) 川上村らしい風景を育む…………… 14
- (2) ごみを削減、再利用する…………… 14
- (3) 環境マナーを確立する…………… 15
- (4) 多様なエネルギーを活用する…………… 16
- (5) 温室効果ガスを削減する…………… 16

#### 4-3 持続可能な仕組みを作る施策

- (1) 川上村らしい働く場を確保・増大する…………… 17
- (2) 先導的な取り組みを実施する…………… 17
- (3) ふれあい・交流・学習・ネットワーク機能を育成する…………… 18

#### 4-4 地球環境に対する人類のすばらしい見本となることをめざす…………… 19

### 第5章 重点プロジェクト

- (1) 役場・公共的施設による先導的プロジェクト…………… 20
- (2) 環境施策の推進基盤づくりプロジェクト…………… 20
- (3) 環境クラブ活動促進プロジェクト…………… 21
- (4) 環境ビジネス推進プロジェクト…………… 22
- (5) 次世代ダム運営プロジェクト…………… 22

### 第6章 計画の推進方策

- (1) 計画の推進体制…………… 23
- (2) 計画の進行管理…………… 24

### 参考資料

- 1. 策定の経緯…………… 25
- 2. 用語の解説…………… 27

## 第1章 計画の基本的事項

### (1) 計画策定の趣旨

私たちの住む川上村は、近畿の屋根と言われる台高山脈や大峰山系に囲まれた奈良県の南東部に位置し、地形は台高山脈から流れる吉野川・紀の川が村の中央部を貫流してV字谷を形成しており、ほとんどが急峻な山岳地帯です。これらの山々は杉や桧の育成に適し、吉野杉の主産地を形成し、急峻な地形は壮大な渓谷美を生み、石灰岩質の地質は神秘的な鍾乳洞となり、古くから温泉も湧き出ています。源流域には、ニホンカモシカや三之公トガサワラ原始林など、貴重な野生動植物が生息しています。さらに、大迫ダム、大滝ダムの2つのダムが建設されていることから、下流域にかけがえのない水を供給する水源地としての非常に重要な役割を担っています。

#### 川上村の環境の保全及び創造に係る主要施策推進の経緯

昭和53年4月	単独処理浄化槽（糞尿）の普及を開始
平成6年9月	第3次総合計画「吉野川源流物語」策定
平成7年4月	環境保全指導員設置要綱を定め、巡回パトロール開始
平成7年7月	川上村最古の人工林 歴史の証人（下多古）購入
平成8年8月1日	全国川上町村連絡協議会が日本青年館で「フォーラム'96 水の文化論」を開催し『川上宣言』を採択
平成10年4月	カン・ビン・ペットボトルの資源回収始める
平成11年4月	合併処理浄化槽（生活排水）の普及を開始
平成11年6月3日	中井溪谷自然塾オープン
平成11年12月17日	三之公原生林購入
平成13年4月	テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機のリサイクル始める
平成13年7月	加太小学校（和歌山市）と川上小学校の交流学習が始まる
平成14年4月29日	森と水の源流館オープン
平成15年4月	小学校4年生用の副読本『水の旅のはなし』を奈良県内と和歌山県の紀の川流域の小学校に配布。和歌山市庁舎において副読本の贈呈式を実施
平成15年8月1日	和歌山市と「吉野川・紀の川水源地保護に関する協定書」調印
平成16年11月7日	「和歌山市民の森づくり」が始まる
平成16年12月6日	「循環・共生・参加まちづくり」で環境大臣賞受賞
平成17年3月	「緑の循環認証会議」SGEC 森林認証を取得
平成17年3月	第4次総合計画「吉野川源流物語～第2幕～」策定
平成17年4月	古紙の無料回収始める
平成17年5月3日	白川渡オートキャンプ場オープン
平成18年5月	大阪工業大学オリエンテーションの受入が始まる
平成18年10月	那加中学校（岐阜県各務原市）の受入が始まる
平成18年12月	松蔭高校（神戸市）の受入が始まる
平成19年9月	京都議定書の目標を達成するため、チームプラス6%（現在の「チャレンジ25」）に役場が団体参加
平成20年5月18日	望郷の碑除幕式
平成21年6月	シルバー人材センターへ業務委託し、巡回パトロールを強化
平成21年9月16日	川上村環境基本条例の制定 公布
平成21年10月	水源地のむらづくり活動補助金制度を創設
平成21年11月	水環境保全活動・自然環境保全活動等功労者表彰において、森と水の源流館が環境大臣表彰受賞
平成21年度	公用車にハイブリッドカー導入

本村では、ダムと共存し、林業の振興、水源地としての自然環境を守ることを積極的に果たしていくことを使命として「水源地のむらづくり」に取り組む決意をして「川上宣言」を全国に向けて発信し、自然と共生する地域づくりを村の基本施策に反映してきました。これらの取り組みは、近年の物質的な豊かさや便利さを追求し、環境への負荷を増大させ、地球全体を脅かすまでに至った環境問題の解決にも、大きく貢献できる活動です。

本村に残る健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、私たち一人ひとりがその有限性を深く認識し、将来の世代に継承していくため、その保全に努めなければならないものです。

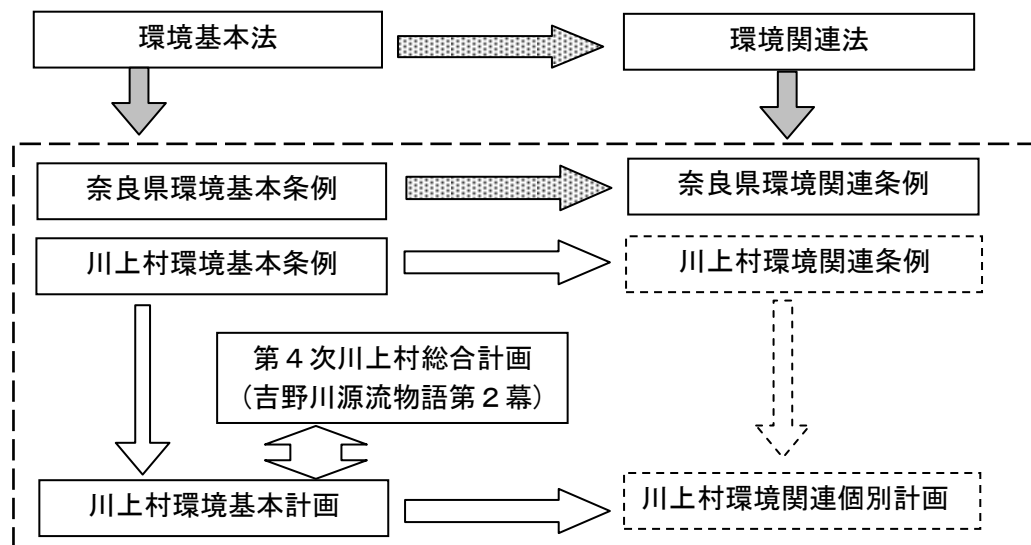
そのため、多くの主体の参画の下に、豊かで美しい川上村の環境を保全し、創造するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくこととし、平成 21 年 9 月の村議会において川上村環境基本条例を議決し交付しました。

川上村環境基本計画は、この条例で定めた理念や基本方針、施策などを、村の施策として事業者、村民及び本村への来訪者、下流域又は都市に住む人々などと適切な役割分担を行いつつ着実に推進していくため、川上村環境基本条例に基づいて定めるものです。

## (2) 計画の性格

本計画は、本村の環境行政の基本となる計画であり、以下のように法律等に位置づけられ、役割を持つものとします。

### 川上村環境基本計画の位置づけ



### 川上村環境基本計画の役割

- 各種環境施策の基本的方向を示す指針
- 地方自治法第2条に基づく本村の「第4次川上村総合計画」に掲げる将来像の実現をめざし、環境面からの具体化を図る基本となる指針
- 関連行政計画などの立案、実施に当たっての環境配慮の指針
- 村民や事業者などが環境に配慮した行動を実践するための指針
- 地球環境保全のための地域における基本となる指針

### (3) 計画対象とする環境の範囲

計画の対象範囲は、次のとおりとします。

- 自然環境・・・森林、水・河川、大気、大地、野生動植物 など
- 歴史環境・・・歴史・自然遺産 など
- 生活環境・・・風景(景観)、ごみ、環境マナー、公害 など
- 地球環境・・・多様なエネルギーの活用、温室効果ガスの発生抑制と吸収 など

ただし、環境の範囲については限定的に捉えず、今後、新たな環境問題が発生した場合には適切に対応していくこととします。

### (4) 計画の期間

本計画の期間は、平成 22 年度～平成 31 年度までの 10 年間とします。

なお、近年、環境施策の展開が広範多岐にわたり、かつその動きも速いことから、こうした状況に的確に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて見直すこととします。

### (5) 計画の構成

計画の全体的な構成は、次のように設定します。

<b>第 1 章 計画の基本的事項</b>	<b>第 2 章 川上村の主な環境課題</b>	
(1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の性格 (3) 計画対象とする環境の範囲 (4) 計画の期間 (5) 計画の構成	(1) 基本的な課題 (2) 個別の課題	
<b>第 3 章 計画の理念と基本目標</b>		
(1) 基本理念	(2) 計画の基本目標	(3) 施策の体系
<b>第 4 章 基本目標を達成するための環境施策</b>		
基本目標 1 自慢の種(自然資源)を守り育む 森林、水・河川、大気(臭い)、 大地・土壌、野生動植物など、 歴史・自然遺産	基本目標 3 持続可能な仕組みを育む 環境施策も活用した川上村らしい 働く場の確保・増大、 先導的な取り組みの実践、 ふれあい・交流・学習・ネットワー ク機能の育成	
基本目標 2 自慢の種と調和する快適・安全な 生活環境の創造 川上村らしい風景、ごみの削減・再 生利用、環境マナーの確立、 多様なエネルギーの活用、 温室効果ガスの削減	基本目標 4 地球環境に対する人類の働きかけ のすばらしい見本とすることをめ ざす	
<b>第 5 章 重点プロジェクト</b>		
(1) 役場・公共的施設による先導的プロジェクト	(2) 環境施策の推進基盤づくりプロジェクト	
(3) 環境クラブ活動促進プロジェクト	(4) 環境ビジネス推進プロジェクト	
(5) 次世代ダム運営プロジェクト		
<b>第 6 章 計画の推進</b>		
(1) 計画の推進体制	(2) 計画の進行管理	

## 第2章 村の主な環境課題

本村の環境の保全及び創造に関する主な課題は、以下のように設定します。

### (1) 基本的な課題

#### － ダムとの共存を図りながら、“川上宣言”の具現化を図ること －

本村では、平成8年8月1日に次のような“川上宣言”を、当時の“川上6町村”により全国に向けて発信しました。

\* “川上6町村”：奈良県川上村、岐阜県川上村(現在は中津川市)、岡山県川上町(現在は高梁市)、長野県川上村、岡山県川上村(現在は真庭市)、山口県川上村(現在は萩市)

#### 川上宣言

- 一．私たち川上は、かけがえのない水がつけられる場に暮らす者として、下流にはいつもきれいな水を流します。
- 一．私たち川上は、自然と一体となった産業を育て山と水を守り、都市にはない豊かな生活を築きます。
- 一．私たち川上は、都市や平野部の人たちにも、川上の豊かな自然の価値に触れ合ってもらえるような仕組みづくりに励みます。
- 一．私たち川上は、これから育つ子供たちが、自然の生命の躍動に素直に感動できるような場を作ります。
- 一．私たち川上は、川上における自然とのつきあいが、地球環境に対する人類の働きかけの、すばらしい見本になるよう努めます。

以降、本村では、「水源地のむら」を標榜し、ダムを受け入れダムとの共存を図る中で、一層充実した自然と共生するむらづくりをめざして諸施策を進めてきました。

本村における環境の保全及び創造に関する基本的な課題は、村民、事業者、本村への来訪者、下流域及び都市に住む人々など、多くの人々に川上宣言の趣旨を伝えて理解しあい、協働して具現化を図り、川上村らしい環境と共生する暮らしを確立していくことだと考えます。また、このような営みが、新しいダムと共存する地域づくりの模範になるものだと考えます。

### (2) 個別の課題

#### ① 豊かな自然環境及び歴史遺産の保全と活用

本村は、総面積 269.16k m<sup>2</sup>の約 95%が森林により構成される山村です。この中では、日本三大人工美林の一つに数えられる杉や桧が育っています。川上村村有林(人工林 309.4ha、天然林等 810.6ha)は「緑の循環」認証会議(SGEC)認証を県下で初めて取得し、民営林も含めて平成 22 年 3 月現在の見込みで合計 4,667ha が健全な森林の管理を目的として、適正な管理が実施されていることを SGEC により認定されています。

また、これらの森の中では、トチノキ、シダ類、コケ類等の多くの植生、ニホンカモシカ、クマタカ、オオダイガハラサンショウウオなどの様々な森や水辺の生き物が生息し、水源地の森をはじめとする原生林ではブナ、トガサワラ等の貴重な樹木が成長しています。

本村は、これらの豊かな森林から流れ出てくる清流を、下流地域へ流し続けています。また、十二社神社に祀られ、古事記や日本書紀にも登場する山幸彦の村であり、後南朝ゆかりの史跡も息づき、村域東の境界部は世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されています。下多古地区の村有林「歴史の証人」は、300 年生以上の杉や桧の人工林が生育しており、

吉野林業の歴史を語る生きた証人となっています。

これらの豊かな自然環境及び歴史遺産を守って育成し、暮らしや交流、地域の活性化に活用して、次代に良好な形で引き継いでいくことが必要です。

山幸彦： 古事記に登場する海幸彦の兄弟。山幸彦は、強い神としてまつられ、困難を克服して新しい世界をつくりあげる神として、人々の信望が厚かったと伝えられています。本村の観光のイメージシンボルは、そんな神話にちなんで山幸彦を活用しています。

## ② 環境と共生する暮らしの継承と構築

本村では、古くより豊かな自然の恵みを活かし、自然と共生しながら暮らしを営んできています。

近年、都市地域を中心に営まれてきた資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、物質的な豊かさや便利さをもたらす反面、環境への負荷を増大させ、人類の存続基盤である地球環境をも脅かす状況となっており、その改善が強く求められています。

本村に伝わってきた林業、自然、生活の知恵や技術など、樹とともにあつて資源や物を大切に暮らしの良さを改めて再認識した上で、これらと調和する範囲で便利などを改善し、川上村らしい環境と共生して地球環境にも優しく、持続可能な暮らしの継承と構築を進める必要があります。

## ③ 環境阻害要因などの除去と未然防止

本村では、家電製品、産業廃棄物などの不法投棄、放置車両などが目立ち始めました。また、水辺等でのレクリエーション客などの放置するごみや糞尿なども、環境を阻害する要因となっています。また、生活面では、家庭ごみの屋外焼却(野焼き)なども散見され、生活排水の適正処理や集落周辺の除草作業なども十分とはいえない状況です。過疎化の進行から、徐々に空き家の存在、その荒廃、耕作放棄地なども、目立ち始めています。こうした環境阻害要因は、除去していく必要があります。

本村の現状では、新たな開発、工場等の進出などは想定しにくい状況にありますが、全く発生しないとは言えません。また、畑や林産物を荒らすサル、イノシシ、シカ、カラスなどの有害鳥獣への対応、カワウやサギによるアユやアマゴ等への被害、アライグマやブラックバスなどの外来種による在来種の生態系や生物多様性の阻害への配慮など、環境・暮らしを阻害する要因への対策も必要です。

## ④ 多様な主体により、環境の保全及び創造を推進する仕組みづくり

本村は、人口約2千人、顕著に少子高齢化が進行した村です。269.16k m<sup>2</sup>の約95%を森林が占める村域を、村民だけで守り活用していくのは困難です。

これまでの吉野林業の中心地としての営み、森と水の源流館の活動を始め、様々な村の施策は、他地域の人々にも大きな評価を受けています。これらの活動を一層充実するとともに、村民、事業者はもとより、村外の人たちや企業、関係団体などとの一層の協働により、環境の保全及び創造を推進する仕組みづくりが必要です。



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### (1) 基本理念

川上村の豊かな環境の保全及び創造を図る施策は、「水源地のむらづくり」をめざす本村の基幹となるものです。

したがって、計画の基本理念は、第4次川上村総合計画で定めた次の村づくりの目標を達成することとします。

□ 村づくりの目標

### **水源地のむらづくり『樹と水と人の共生』**

**－活用と連携で持続可能な地域へ－**

この基本理念を実現する“川上村の環境像”は、川上宣言を具現化した次のような姿とします。

#### 川上村の環境像

- 村民の一人ひとりが、豊かな自然と水を守り育てる気持ちを持ち、下流にはいつもきれいな水を流すように心がけ、水を大切に有効に使って暮らしています。
- 吉野林業の伝統を受け継いで計画的な植林や施業を行い、緑のダムとしての山と水を守って暮らし、樹の新しい魅力づくりや森林の多目的利用など、自然と一体となった川上村らしい産業も活発で、都市にはない豊かな生活が営まれ、「住んで良し、訪れて良し」の村と評価され、過疎化の進行も徐々にブレーキがかかり始めています。
- 源流の森を感じ、体験し、学習するために多くの人々が訪れ、村民と様々な交流を楽しみ、賑わいが生まれています。
- 村の子どもも、村を訪れる子どもたちも、本物の大自然の中で四季折々の感動に出会い、生命の躍動にすなおに感動し、ふるさとに愛着を持ち、想像力豊かでたくましい子どもに育っています。
- 自然と人との深い関わりから生まれる本当の豊かさを持つ暮らし方や活動が、過疎地域における地域づくりやダムと共存する地域づくりの模範であり、地球環境問題を解決する一つの見本と評価されています。

## (2) 計画の基本目標

本村における環境の保全及び創造の基本方針は、川上村環境基本条例第9条に定めた次の事項の確保を、総合的かつ計画的に推進することとしています。

### 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

次に掲げる事項の確保を基本とし、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進する。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 下流にはいつもきれいな水を流す水源地域であることを一人ひとりが理解し、行政機関（村、国及び県）、事業者、村民等が偏りなく一体となって豊かな環境の保全と創造に取り組み、村民の暮らしの向上、地域活性化に寄与すること。
- (4) 資源及びエネルギーの利用等における物質循環を促進するために、森との新たな関わり方や、樹とともにある暮らしの魅力を見直し、森林の多様な働きの維持に努めること。
- (5) 自然、歴史文化と人との豊かなふれあいを保ちながら、その価値を村外の人々にも伝え、共有し、広く流域全体の大切な資源として、連携協力のもとに守り育てていくこと。
- (6) 村内外の人々が、自然の生命の躍動にふれ、素直に感動し、自分との関わりに気づき、行動へとつながるような環境教育の積極的な推進に努めること。
- (7) 本村で育んできた、山村における自然とともに上手く生きるための先人の知恵や技術を活かし、風土に合った持続可能な生活様式の構築に取り組み、それが下流域又は都市での暮らしにおいても見本になるよう努めること。

計画の基本目標は、これらの基本方針を村内外の多様な主体とともに達成していくため、端的で簡易な言葉に置き換えて、次のように定めます。

### 計画の基本目標

#### 1. 自慢の種(自然資源)を守り育みます。

私たちの暮らしは、清らかな大気、大地に包まれて形成された恵み豊かな森、森から流れてくる清流により構成される大自然とともに構築しています。これらの豊かな自然の中で、先人たちは吉野林業を育み、樹とともにある暮らしを営んできました。また、その中では後南朝や吉野林業の歴史、多様な動植物なども息づいています。これらの環境は、私たちの豊かな暮らしを支えてくれる共有の財産です。

樹と水と人の共生をめざして、ダム湖及び下流域での水質等の向上も含め、これらの自然資源を守り育みます。

#### 2. 自慢の種と調和する快適・安全な環境を育みます。

豊かな自然と暮らしの場が調和した源流地域の景観・風土を保全するとともに、個性のある美しい環境形成を進めます。

また、環境への負荷を抑制し、資源の有効活用・循環、環境マナーの向上、温室効果ガスの発生抑制と吸収などにより快適で安全な環境を育み、豊かな暮らしを営みながら、下流にきれ

いな水を流し続けます。

**3. 持続可能な仕組みを育みます。**

多くの人々がこの地で暮らし続けられるようにするため、これまでの林業や観光施策の一層の飛躍とともに、再生可能なエネルギーの利用、二酸化炭素の排出量取引、企業等の CSR などにも着目した連携施策の推進などにより、働く場の確保・育成を図ります。

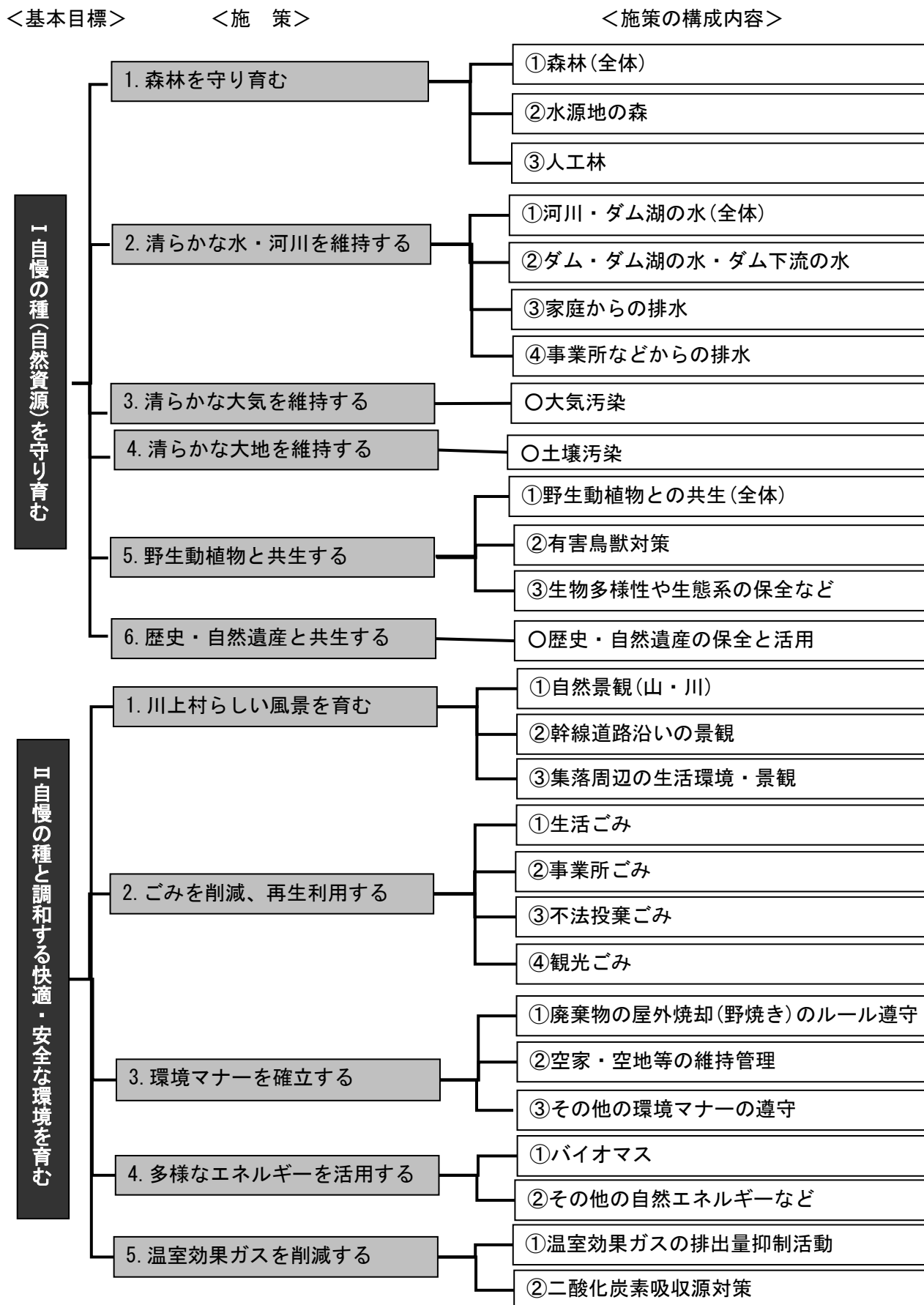
また、水源地のむらづくり・環境施策を継続させるため、意識の共有、魅力・情報の再発見や体系化、川上の魅力や姿勢を伝えるための情報開示や環境学習、活動の仕組みづくりと実践を推進します。

**4. 地球環境に対する人類の働きかけのすばらしい見本になることをめざします。**

これらの取り組みを広く普及して、一層の発展へと結びつく波及効果を期待して諸活動を推進します。

### (3) 施策の体系

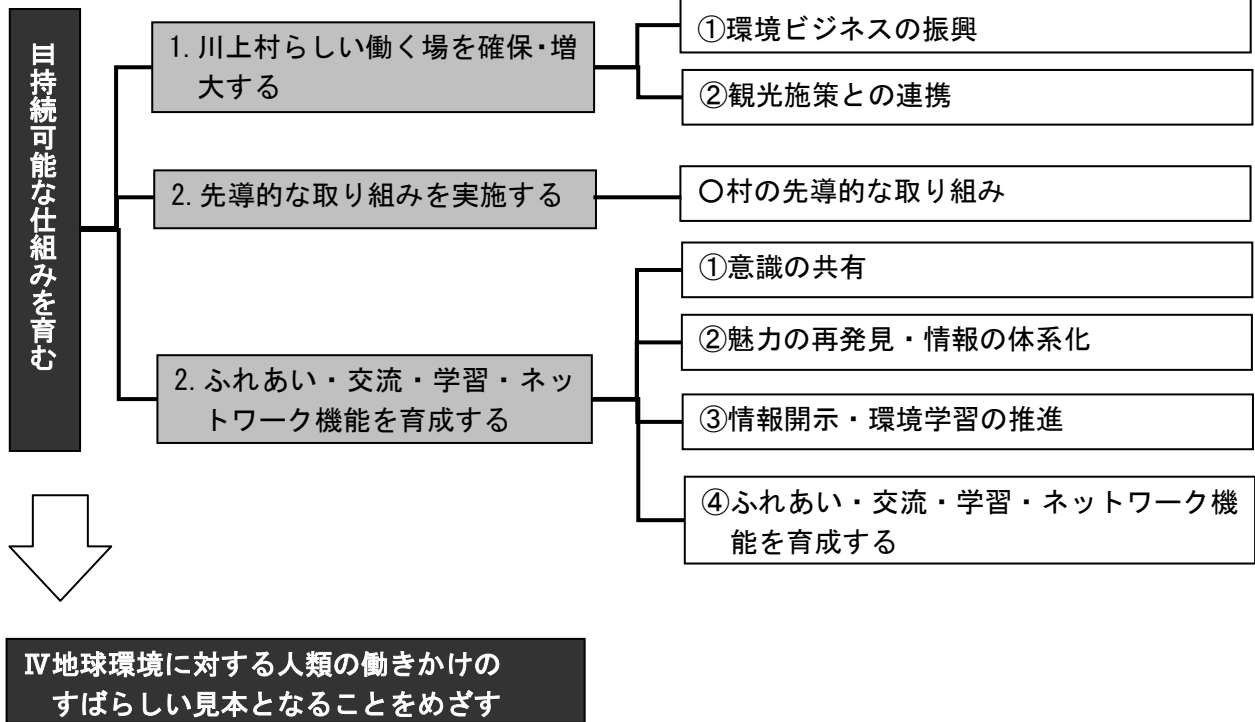
施策の体系は、次のように設定します。



<基本目標>

<施 策>

<施策の構成内容>



## 第4章 基本目標を達成するための施策

### 4-1. 自慢の種(自然資源)を守り育む施策

#### (1) 森林を守り育む

##### ① 森林(全体)

- 川上村では、次の2種類の森林が同時に観察できるところにも価値があり、それぞれに適した対策を進める。
  - 天然林—**原生林**： 三之公川流域の三之公トガサワラ原始林、吉野川源流「水源地の森」及びこれらの周辺地域に繁茂している。
  - 人工林**— 吉野林業の中心となる杉、桧の植林地。
- 川上村の山は、川上村森林整備計画で定めている水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3区分を基本として、環境保全林、木材生産林としての性格づけを図りながら有効に活用する。
- “企業の森”などによる企業の社会貢献活動などを積極的に導入し、森林づくりへの支援体制を拡充する。
- 水源地の森周辺などの伐採地では、大雨が降るとすぐに土砂が流される状況が続いている場所もあり、保安林指定など、森林伐採後の再生促進策の導入を検討する。

##### ② 水源地の森

- 水源地の森の管理は、「吉野川源流水源地の森の設置及び管理運営に関する条例」に基づくとともに、「(仮称)水源地の森保全と活用検討委員会」を組織して実質的な管理方法や規制などについての検討を図りながら次の4項目を中心に行う。
  - 保 護  
不特定多数の進入防止を徹底する。  
体験等にも貴重な資源であり、エコツーリズム推進法による特定自然観光資源への指定などによる保全方策の導入も検討する。
  - 規制  
動植物の採集、たき火などの行為を規制する。
  - 自然環境の調査と必要な対策の実施  
生態系の変化を把握して、異常があれば対策を実施する。
  - 森林歩道の管理  
森林歩道は、安全確保と環境教育での活用を目的として管理する。
- 水源地の森の維持管理の状況は、村内に立地する他の原生林の模範となるように情報提供を進める。

##### ③ 人工林

- 地域の林家は村外者に山林を処分して山守制度を構築してきたことから、現状では、森林の8~9割が村外者の所有、5大林業家と言われる人たちの所有が7~8割となっている。そのため、村外の林業家も交えた話し合いを進めながら、山を守り活用する対策を推進する。
- 次のような方向により保全育成を推進する。
  - 森林の維持管理を進めるため、高密度作業道網や高性能機械化体制の確立、SGEC森林認証を受けた森林の効果や価値の社会全体への周知・PRなど、基礎的な林業振興基盤を整えていく。
  - SGEC認証は、良質な木材の生産、CO<sub>2</sub>の吸収源対策、水源涵養機能や土石流の発生抑制などの防災機能などを高めることにもつながる。木材の生産段階だけで、この認証を取得しても経済効果は望みにくいので、木材の生産から販売までの一貫体制で認証を受けることにより、この仕組みを普及する。
  - 地球温暖化抑制対策としての間伐、枝打ちに係る効果的な補助事業を積極的に導入する。
  - CO<sub>2</sub>の排出量取引制度の導入により、林業活動の付加価値を増大する。

5. 広葉樹との混植により、環境林としての森林機能の増大を図る。

(参考) 現在定めている森林の区分

水土保全林	森林と人の共生林	資源の循環利用林
水源かん養、山地災害防止機能の維持増進のために森林施業を推進すべき森林	生活環境保全機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	公益的機能の発揮を留意しつつ、木材など森林で生産される産物の持続的な生産に係る機能を特に重視する森林

(参考) エコツーリズム推進法(平成19年6月27日法律第105号)による特定自然観光資源への指定の効果

村がこの法律に基づいて関係者とエコツーリズム推進協議会を組織して、地域の自然観光資源をどのように守りながら利用していくか等の全体構想を策定すれば、次のようなことが可能になる。

1. 地域資源の保護

これまで法的に保護措置が担保されてこなかった自然観光資源を「特定自然観光資源」に指定することで、汚損、損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることが出来るようになる。

2. 立ち入りの制限

必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入り人数の制限を行うことが出来る。

3. 広報

国が認定地域の取り組みを全国にPRする。

自然観光資源とは、動植物の生息地や生育地などの自然環境の他、自然と密接に関わる風俗習慣など伝統的な生活文化に関わるものも含まれるとされており、環境省のパンフレットではクジラ、ブナの巨木、コウモリが済む洞窟などが例示されている。

(2) 清らかな水・河川を維持する

① 河川・ダム湖の水(全体)

〈支流・本流(ダムまで)〉

- ・ 川上村では、支流の谷水だけで生活用水を賄っており、この水を有効活用してきれいな状況で本流へと流すため、森林の育成、不法投棄や観光ごみ対策、家庭からの雑排水対策などを効果的に実施する。

〈ダム湖・ダム〉

- ・ 河川の水質や生息する生物の多様性などのため、ダム湖及び下流の水質をきれいな状況で維持するための管理方策などについて、可能な限り効果的な方策を検討し推進する。

〈本流(ダムより下流)〉

- ・ ダムより下流への土砂の供給方策などを検討し、水質、生物多様性等への配慮などについて、可能な限り効果的な方策を検討し推進する。

② ダム・ダム湖の水・ダム下流の水

- ・ 河川の水質や生態系への環境配慮などに係る抜本対策の推進をダム事業者に要請するとともに、村も積極的に協力して、環境に配慮したダムの見本になるような維持運営をめざす。
- ・ ダムに係る情報提供、見学体験などを充実させて、ダムの必要性とダムが実施している水質等の改善策についての認識の共有化を進める。

③ 家庭からの排水

- ・ し尿処理については、一般廃棄物処理計画を策定し、適正に処理する。
- ・ 合併浄化槽の設置は、国や県の補助制度も有効に活用して積極的に推進する。
- ・ 合併浄化槽、単独浄化槽ともに、保守点検(年3回以上)・清掃(年1回以上)・法定検査(年1回以上)義務の100%実施を促進する。
- ・ 下流にいつもきれいな水を流し続けるため、生活排水対策も推進する。具体的には、生活排水から油や野菜くずの除去、食用油の回収活動や石鹼などへの加工、台所の洗剤や入浴剤の選択、水質浄化に効果のある素材の活用、有機物の肥料化などを積極的に推進する。

④ 事業所などからの排水

- ・ 工場や事業所からの排水、薬品などに起因する水質汚濁、建設事業等からの排水について

は、関係諸法令の遵守などにより、公害や水質汚濁の未然防止に努める。

化学物質などによる環境汚濁についても、同様に関係諸法令の遵守などにより、未然防止に努める。

### (3) 清らかな大気を維持する

#### ○大気汚染

- ・ 工場や自動車による排ガスなどに起因する大気汚染についても、関係諸法令の遵守などにより、未然防止に努める。

### (4) 清らかな大地を維持する

#### ○土壌汚染

- ・ 有害物質を扱う活動や跡地の処理、薬品などの使用に際しても、土壌汚染に係る関係諸法令の遵守などにより、未然防止に努める。

### (5) 野生動植物と共生する

#### ① 野生動植物との共生(全体)

- ・ 本村の野生動植物との共生方策は、有害鳥獣対策と生物多様性や生態系の保全など、相反する対策の調和を図りつつ推進する。

#### ② 有害鳥獣対策

- ・ シカ、イノシシ、サル、カラスなど、農林業を阻害する有害鳥獣への対策は、空家及び空地対策とも一体的に駆除・排除対策を推進する。
- ・ カワウやサギも、漁業、生態系面で有害となる場合は、対策を検討する。

#### ③ 生物多様性や生態系の保全など

- ・ 野生動植物の生息状況に係る調査結果なども踏まえて、生物多様性や生態系、希少種の保全対策、アライグマやブラックバス等の特定外来種生物のあり方について検討する。
- ・ 開発事業に伴う動植物等の自然環境への影響などが想定される場合は、法令や県条例の遵守などにより環境影響評価制度を活用して未然防止に努める。

### (6) 歴史・自然遺産と共生する

#### ○歴史・自然資源の保全と活用

- ・ 川上村では、後南朝関係の金剛寺、自天王と忠義王の陵墓等とともに、歴史の証人、水源地の森周辺の原生林、滝、奥駆道など、多くの自然そのものも歴史的な遺産であり、これらを中心として保全と観光、環境学習への活用を推進する。



## 4-2. 自慢の種と調和する快適・安全な環境を育む施策

### (1) 川上村らしい風景を育む

#### ① 自然景観(山・川)

- ・ 「川上宣言」や「水源地のむら」の周知、環境パトロールを推進し、不法投棄やキャンプ客のごみなどの放置、道路沿いなどでのごみのポイ捨ての抑制、捨てられたごみなどの撤去などにより、ごみが捨てられない環境づくりを徹底する。

#### ② 幹線道路沿いの景観

- ・ サイン等は、平成21年度に策定したサイン基本計画に基づいて、川上村に相応しい案内板等に改善する。
- ・ 屋外広告物については、屋外広告物条例等により、著しく景観を損ねるものや、通行に支障のあるものなどについて、関係部署と連携しながら対処する。
- ・ 幹線道路沿いの雑草が繁茂したり荒れた土地、工事用の土地などについては、国・県道の道路管理者、宅地化予定の土地を管理している開発公社等とも連携して、維持管理を推進する。
- ・ 幹線道路沿いでの環境パトロールとごみ収集は、シルバー人材センターへの協力依頼を継続して実施する。

#### ③ 集落周辺的生活環境・景観

- ・ 集落周辺では、生活環境を阻害しないように、維持管理を実施する。その手法として、水源地のむらづくり推進事業などを積極的に活用する。
- ・ 集落周辺の道沿いは、クリーンキャンペーンなどによるごみの収集、除草活動を、主旨の徹底、活動時の交通安全への配慮などを図りつつ継続する。
- ・ 集落周辺の雑木林などでは、活用も少なくなったが、竹の密集を排除し、山に入れる道の維持管理を実施する。
  - ・ 農地の耕作放棄は、景観面での阻害だけでなく、獣害発生の誘発、枯れ草による火災発生も懸念される状況となっており、特に集落に近い農地の維持管理、利活用を促進する。
  - ・ 村民による一斉ごみ収集・清掃・雑草の刈り取りや環境保全・保護グループの育成など、環境美化、保全活動への参画を促進する。

#### (参考)水源地のむらづくり推進事業の概要

村の制度で、村民の自主的な環境美化、省エネ対策、防災及び防犯対策、住環境の保全及び安全対策、コミュニケーションの推進活動に対する助成を行っている。

### (2) ごみを削減、再利用する

#### ① 生活ごみ

- ・ 一般廃棄物としてのごみは、一般廃棄物処理計画を策定して適正に収集、処理する。
- ・ ごみの分別出しを徹底する。特に高齢者へのごみ分別の区分、回収日の徹底、収集場所へのゴミ出しの援助を推進する。
- ・ 吉野広域行政組合クリーンセンターとも連携して、ごみの出し方や減量化、リユース(再利用)などの啓発を推進する。
- ・ 吉野広域行政組合クリーンセンターでのごみ処理を継続する。

#### ② 事業所ごみ

- ・ 現状では事業所ごみが問題になるようなことは少ないが、ごみの適正処理についての啓発を推進する。

#### ③ 不法投棄ごみ

- ・ 不法投棄撲滅のための環境パトロールや啓発を、区、住民、警察、村の連携により進めるため、法律による規制などの情報提供等とともに、川上村独自でも条例の制定を検討する。そのことなどにより、「川上村は水源地のむらとして、下流にきれいな水を流すための役割を果たしている特別の地域であること」の情報発信や、地域住民が啓発等を進めやすくする。

- ・ 不法行為を見つけた場合は、注意するなどの未然防止に努めるとともに、必要により関係機関に通報する。
- ・ 不法投棄者への厳正な対処とともに、悪質者対策の強化を図る。
- ・ 不法投棄撲滅のための区、住民の諸活動が図りやすい仕組みを確立するため、村からの委嘱制度の確立、啓発等を公式に進めていることを表示する腕章の作成などの方策導入を検討する。

#### ④ 観光ごみ

- ・ 不法投棄ごみと同様に、啓発などを区・住民・警察・村の連携、区・住民の諸活動が図りやすい環境づくりを進めるため、川上村独自の条例の制定などを検討する。
- ・ 河川沿いのキャンプ者などへの水源地のむらづくりへの参画の呼びかけ、ごみ放置の現状などに係る情報伝達などの啓発活動を推進する。
- ・ 不法行為を見つけた場合は、注意するなどの未然防止に努めるとともに、必要により関係機関に通報する。

### (3) 環境マナーを確立する

#### ① 廃棄物の屋外焼却(野焼き)のルールへの遵守

- ・ 廃棄物の屋外焼却は、家庭用の小型の廃棄物焼却炉やドラム缶などでの焼却も含めて原則として法律で禁止されていること、許容される屋外焼却、不正行為への罰則規定などの情報の周知を図る。
- ・ 地域で伝承してきた“火を使った生活の知恵や技術”の継承活動を推進する。
- ・ 家庭用の小型の廃棄物焼却炉は、ダイオキシンの発生抑制のために法律で使用が禁止されており、処分に係る促進措置の創設を検討する。

#### ② 空家・空地等の維持管理

- ・ 空家は、その所有者の農地なども含めて、住まいるネット事業などにより積極的に活用する。
- ・ 空家やその所有者の土地などが集落環境等を阻害し始めた時は、所有者に帰村を呼びかけたり、維持管理を要請するような仕組みづくりを検討する。さらに、空家が廃屋状になった時には、解体撤去などが可能な方法の確立を検討する。
- ・ 空家の所有者には、区の環境維持や祭ごと等に協力を要請できる仕組みづくりを検討する。

#### ③ その他の環境マナーの遵守

- ・ キャンプ客等からの観光公害への対応は、ゴミだけでなく、不法駐車対策等のマナーについての啓発も合わせて実施する。
- ・ ダム湖におけるジェットスキーの乗り入れなど、環境を阻害する目的外使用の未然防止を徹底するとともに、健全な湖面利用のルールづくりを進める。

#### (参考)屋外で焼却してはいけない廃棄物と、許容される屋外焼却

##### ○屋外で焼却してはいけないもの

次の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、屋外で焼却してはいけない(一般廃棄物処理基準等にしがたって行う焼却しか許可されない)ことになっている。

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)

##### ○許容されている屋外焼却

次のような屋外焼却で、近隣に煙や臭いの迷惑が掛からない行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、許容されている。ただし、火災と紛らわしい煙等を発する行為は、条例により事前に消防長に届けることが必要になる。

1. 震災、風水害、火災、凍霜(とうそう)害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却など
2. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例示) 「とんど」焼き、門松・しめ縄等の焼却など
3. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
4. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの  
(例示) たき火、キャンプファイヤーなど  
ただし、可燃物等の近くを避け、消火準備等をした上で行う必要がある。

また、山では、伐採後、植林までの間に出てきた雑木などは“山の地開け(じあけ)”と言って燃やせるルールがあり、“火入れ条例”に基づいて届け出をして処理している。

#### (4) 多様なエネルギーを活用する

##### ① バイオマス

- ・ 森林施業時に廃棄される間伐材などは、バイオマス資源として燃料などへの活用方策を検討する。

##### ② その他の自然エネルギーなど

- ・ 家庭などにおける太陽光、風力、水力発電など、多様な自然エネルギーの導入促進についても、必要な情報提供を「チャレンジ25」に係る啓発などの中で実施する。
- ・ 日本の気候風土の中で育まれてきた暮らしの知恵(「パッシブソーラー」とも言われており、住宅の開開口部のとり方により通風や太陽光を利用したり、床下や屋根裏換気の促進、庭や屋根への水遣り、日陰を作るための“よしず”の活用など)、雨水利用などについても情報提供を実施する。

#### (5) 温室効果ガスを削減する

##### ① 温室効果ガスの排出量抑制活動

- ・ 従来、川上村でも、チームマイナス 6%の活動に参画しており、イベント時にはブースを設けて啓発などをしてきた。この活動を発展させる「チャレンジ25」についても、川上村で馴染みやすい活動等に焦点を絞って、引き続いて情報提供、啓発活動を、日頃の住民のコミュニケーションの中に浸透させながら推進する。
- ・ 役場における対策として、川上村地球温暖化対策実行計画を推進する。さらに、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得に取り組み、環境負荷の削減活動を体系的に実践する。
- ・ 地域の事業所にも、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得の普及を図る。

##### ② 二酸化炭素吸収源対策

- ・ 林業の振興、取り分け、消費者にとって環境に優しい林産物である事を識別するツールともなる SGEC 森林認証の普及・拡大を促進し、二酸化炭素の吸収源対策を推進する。

#### (参考)チャレンジ25で推奨している活動

##### チャレンジ1：エコな生活スタイルの選択

- 夏は冷房の温度を 28℃に、冬は暖房の温度を 20℃に設定
- 照明や OA 機器等のスイッチオフの心がけ
- 出かける際はバスや電車、自転車など環境に優しい交通機関の利用
- エコドライブ(ふんわりアクセル、アイドリングストップ)の実践
- マイバッグ、マイボトルを持ち歩く
- 蛇口をこまめに閉めるなど、節水の心がけ
- シャワーを使う時間を短く
- エコクッキング(食材を全部使い切る、中火を上手に使う)の実践
- 環境家計簿、リアルタイムに CO2 排出量を見せる省エネナビなどを使った CO2 排出量の見える化

##### チャレンジ2：省エネ製品の選択

- 古い冷蔵庫、エアコン、テレビを省エネタイプに買い替え
- 白熱電球を、電球型蛍光灯や LED 照明へ買い替え
- ハイブリッド自動車や電気自動車に買い替え
- 家庭用燃料電池や高効率の給湯器(CO2 冷媒ヒートポンプ型等)の導入

##### チャレンジ3：自然を利用したエネルギーの選択

- 太陽光発電、太陽熱温水器の設置

##### チャレンジ4：ビル・住宅のエコ化の選択

- 最新の省エネ基準を満たす断熱材やエコガラスの導入
- コージェネレーション設備などの最新技術の導入
- 太陽光発電の設置

<p>チャレンジ5：CO2削減につながる取り組みの応援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○カーボン・オフセット商品や木材利用製品、地産地消の商品の選択</li> <li>○カーボン・フットプリントやフード・マイレージの小さい食品の選択</li> </ul>
<p>チャレンジ6：地域で取り組む温暖化防止活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○カーシェアリングやレンタサイクル、パーク＆ライドで公共交通機関の積極的に利用</li> <li>○地域の環境イベントへの積極的な参加</li> </ul>

### 4-3. 持続可能な仕組みを育む施策

#### (1) 川上村らしい働く場を確保・増大する

##### ① 環境ビジネスの振興

- ・ 川上村に相応しい環境ビジネスとして、次のような取り組みの導入について検討し、具現化の可能性を模索する。
  1. 持続可能な環境に配慮した林業の構築。林業の一貫体制の構築による川上産材及び川上産材を活用した製品等の高付加価値化  
(SGEC 森林認証制度の効果や意義・グリーン調達等に係るメリットなどの周知、山～製材所～販売部門までの認証を受けての制度の活用、銘木・合板・パルプ・ペレット・バイオマス等の多様な木材活用方策の導入など)
  2. ハウスメーカーや飲料メーカーなどとの業務提携  
(良質材、清らかな水の提供)
  3. 二酸化炭素吸収源対策としてのCO2排出量取引制度の導入
- ・ 併せて、環境ビジネスとは言いにくい面もあるが、次のような取り組みに付いて検討し、具現化の可能性を模索する。
  4. 企業の社会的責任(CSR)などとして、森林の維持管理活動への参画制度の創設(“企業の森”など)
  5. 川上村の暮らし体験システムの構築  
(本格的な山の暮らしの場とノウハウの提供)
- ・ 川上村に住み続けたい、川上村に移り住みたいが仕事を探している人などにも着目し、新たな環境ビジネスに取り組める人たちの養成、確保を進める。

##### ② 観光施策との連携

- ・ 川上村の良さは、水源地のむらづくりの主旨、経緯や実施している施策なども含め、環境・観光面などから総合的な全体像を伝える。そのため、次のような活動を推進する。
  1. 伝えるための資料、説明マニュアル等を整理する。
  2. 個別の説明などは滝めぐり(グリーンパークかわかみ)、歴史の証人(地域振興課)、水源地の森(源流館)、山(林業関係者)、後南朝関係(教育委員会)、山の暮らし(達ちゃんクラブ)等として出来てきており、これらのネットワークづくりを進める。
  3. 体験指導や説明が出来る後継者、観光案内人(語り部、ガイド)の育成を、学習会の開催等により推進する。
- ・ 川上村の良さを伝える活動により、必要経費が生み出せ、村外の人たちも含めた人材確保を図りうる仕組みを構築する。
- ・ 森林療法、トレッキング(山歩き)、シャワークライミングなど、川上村の良さを体感できる活動メニューを拡充する。

#### (2) 先導的な取り組みを実施する

##### ○ 村の先導的な取り組み

- ・ 水源地のむらづくりを一層幅広く、着実に先導していくため、村自らもISO14001又はエコアクション21の認証を取得し、環境負荷の低減活動のスパイラルアップと環境コミュニケーションを効果的、効率的に推進する。

- ・ 村が出資している森と水の源流館、ホテル杉の湯、匠の聚、もくもく館、木工センター、木匠館、やまぶきホール、小中学校、保育所などの公共的施設で、それぞれの特質を活かした環境施策の導入を図って着実に先導していく。

### (3) ふれあい・交流・学習・ネットワーク機能を育成する

#### ① 情報の体系化・魅力の再発見

- ・ 水質等に係る調査、水源地の森の動植物の実態、その他の環境調査結果を経年的、体系的に収集・整理する。また、村が ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を受け、毎年の取り組み結果などを公表可能な状況に取りまとめる。
- ・ 川上村で可能となる自然とのふれあい、交流、環境学習のメニューや体験可能場所、川上村の環境ビジネスなどを体系的に整理し、川上村に来れば、環境問題に関して何が出来るかを明確化する。
- ・ 環境保全意識の啓発、環境学習推進のための新しい情報を収集する。

#### ② 情報開示・環境学習等の推進

- ・ 水源地のむらづくりに係る村の姿勢や施策、魅力を中心に村内外への情報開示を進めて、川上村の特質を十分に理解して貰う。
- ・ 村内への情報提供にあたっては、顕著に高齢化が進行している地域事情にも配慮して、村広報紙の活用、全大字での懇談会・説明会の開催、源流まつりなどの既存の祭への環境フェスティバル機能の付加など、インターネット以外の方法も活用して進める。
- ・ 水源地のむらであることや、主要な環境施策などについての啓発・情報提供のための看板等を効果的に設置し、取り組み内容を多くの人に伝えて、川上村に入ると「ここはちょっと違う。」といったPRを推進する。
- ・ 村の教育・産業・環境部門や、小中学校や保育所、森と水の源流館、家庭・地域・事業所などが適切な役割分担を図り、村内外の人々を対象とした環境教育・環境学習・ふれあい・交流活動の機会と場の提供を定期的実施する。

#### ③ 意識の共有

- ・ 水源地のむらづくりの主旨と目標、施策実施の状況、樹とともにある暮らしの価値などを繰り返し伝え、意見交換をして意識の共有化を徹底し、村民の日常生活スタイルの見直しを促進する。
- ・ 住まいるネットの有効活用などにより、樹とともにある暮らしを体験できる場、住まいを提供できる仕組みを充実する。

#### ④ ふれあい・交流・学習・ネットワーク活動の仕組みと実践

- ・ 環境の保全及び創造に向けて、まず、役場職員がチームを組んで学習し、村民活動の誘発とともに、村の先導的な活動を推進する。
- ・ 環境に関する担い手は、伝える人・リーダーと活動をする人を育成する。  
生活に密着した活動の担い手づくりは、テーマを決めてプログラムを組み、区やボランティア団体、PTA、女性を中心とした交流会や意見交換会などを設定し、生活スタイルとして周知徹底を図りながら普及していく。
- ・ 不法投棄の防止、キャンプ客などへのゴミ持ち帰り、廃棄物の屋外焼却の禁止、川を汚濁防止などの啓発のためにも、村民活動の徹底を優先する。
- ・ ふれあい・交流・学習・ネットワーク活動は、村内の民間施設等も有効に活用して促進する。
- ・ 自然を守り育む活動については、村民だけでなく、下流地域や都市地域の人たち、自然とのふれあい、温泉、水源地の森体験や環境学習などの目的を持って川上村に来る人たちを中心に活動への参画を呼びかける。
- ・ ボランティアによる活動を支える仕組みを確立する。
- ・ 以上のような活動を、相互の連携を図りつつ、計画的、効果的に推進するため、役場内に

関係課、関係公共的施設等の連絡調整を行う環境基本計画推進協議会を組織する。

(参考)意識の共有化を促進するための資料(例)

- (「理解できるところ、共鳴できるところ、実践できるところを活用しましょう。」という啓発資料として作成する。)
- 川上村での田舎暮らし・日常生活のお勧め提案とその理由、実践方法  
(例えば、薪で炊いたご飯や風呂、ペレットストーブなど)
  - 山村暮らしの知恵(木・水・火の使い方など)
  - 地域に自生する食材と料理の方法
  - 川上村で、転入者が農地を利用出来るようにする方法
  - 森林療法等の効用と実践方法
  - 川上村における緑、水、大気、大地の自然度の高さや生物多様性などの環境基礎情報
  - その他

#### 4-4. 地球環境に対する人類の働きかけのすばらしい見本となることをめざす

○ **ダムと共存する地域づくりの見本となる**

現状では、ダムはダム湖・下流域において水質や生物多様性などの自然環境を変化させることになるが、水源地の村に立地するダムとして、自然環境との調和が図れるダムの管理運営とともに、地域と共存するダムづくりを進めることが出来れば、ダムの価値は一層高まる。

○ **「源流地域」の振興の見本となる**

源流地域では、ほとんどの地域で過疎化が顕著に進行している。これらの地域での環境と調和した施策が“働く場の確保”“地域経済の活性化”として展開しうる仕組みが出来れば、他地域の模範ともなり、結果として、国土保全、環境配慮活動への大きな波及効果も期待できる。

○ **県や国とも連携して情報発信することにより、地球環境に対する人類の働きかけの見本となる**

本村での取り組みは、JICA(国際協力機構)などからも関心を示されており、県や国とも連携した施策の推進、取り組みの情報発信、国際的な交流活動へと展開・受け入れを図ることにより、地球環境に対する人類の働きかけに寄与することをめざす。

## 第5章 重点プロジェクト

「水源地のむらづくり推進プロジェクト」については、既に平成22年3月に定めた第4次川上村総合計画(後期基本計画)の重点プロジェクトとして、①大滝ダム(覚書)の完結、②環境基本条例(環境基本計画)の具現化、③水源地のむらづくりの一層の充実を推進することとしています。

本計画は、第4次川上村総合計画(後期基本計画)の策定以降で定めることとなったため、改めて、本村の環境施策に係る重点プロジェクトを次のように設定します。

### (1) 役場・公共的施設による先導的プロジェクト

- ・ 次のような活動を進め、地域の環境配慮活動を先導します。

#### ①環境コミュニケーションの実践

役場及び2つの財団等が維持管理している各公共施設がISO14001又はエコアクション21の認証を受け、環境に配慮した事業活動、各施設の特質を活かした環境に係る啓発・情報・学習・体験機能等の提供、環境活動レポートの公表等を行い、環境コミュニケーションを進める。

#### ②各公共施設等の特質を活かした環境施策の実践

各公共施設等では、村民、事業者、本村への来訪者等への啓発的な役割を果たすことも期待されることから、施設の改修整備時におけるハード面での環境負荷の軽減策やモデル的な設備の導入などとともに、ソフト面での環境と調和するライフスタイルや環境の大切さ等に係る様々な知識・知恵の情報、体験機会の提供など、それぞれの特質を活かした独自性のある環境施策を、費用対効果にも配慮しながら推進する。

### (2) 環境施策の推進基盤づくりプロジェクト

- ・ 環境施策の基盤的な施策として、次のような仕組みの確立を図ります。

#### ①(仮称)環境マナー推進条例の制定

不法投棄、観光ごみの排除、路上駐車等の自粛等を推進するための条例の制定を検討する。

#### ②(仮称)集落環境保全施策の確立

住まいるネットの一層の充実と、平成21年度に創設した水源地のむらづくり推進事業(村民の自主的な環境美化、省エネ対策、防災防犯対策、住環境の保全及び安全対策、コミュニケーションの推進活動に対する助成制度)の有効活用、廃屋・耕作放棄地対策などの推進方策を検討して実践する。

村外に居住している村民にも、各大字や村から“帰って来ること”、“廃屋や耕作放棄地の維持管理”、“環境維持に対する協力”の要請など、ソフト面での呼びかけ方策などもふくめた仕組みづくりを進める。

#### ③浄化槽の維持管理に係る法定義務の完全実施・促進プロジェクト

合併浄化槽、単独浄化槽について法律で定められた保守点検、清掃、法定検査に係る設置者の完全実施を啓発・促進する。

#### ④廃棄物の屋外焼却(野焼き)のルール周知と実践

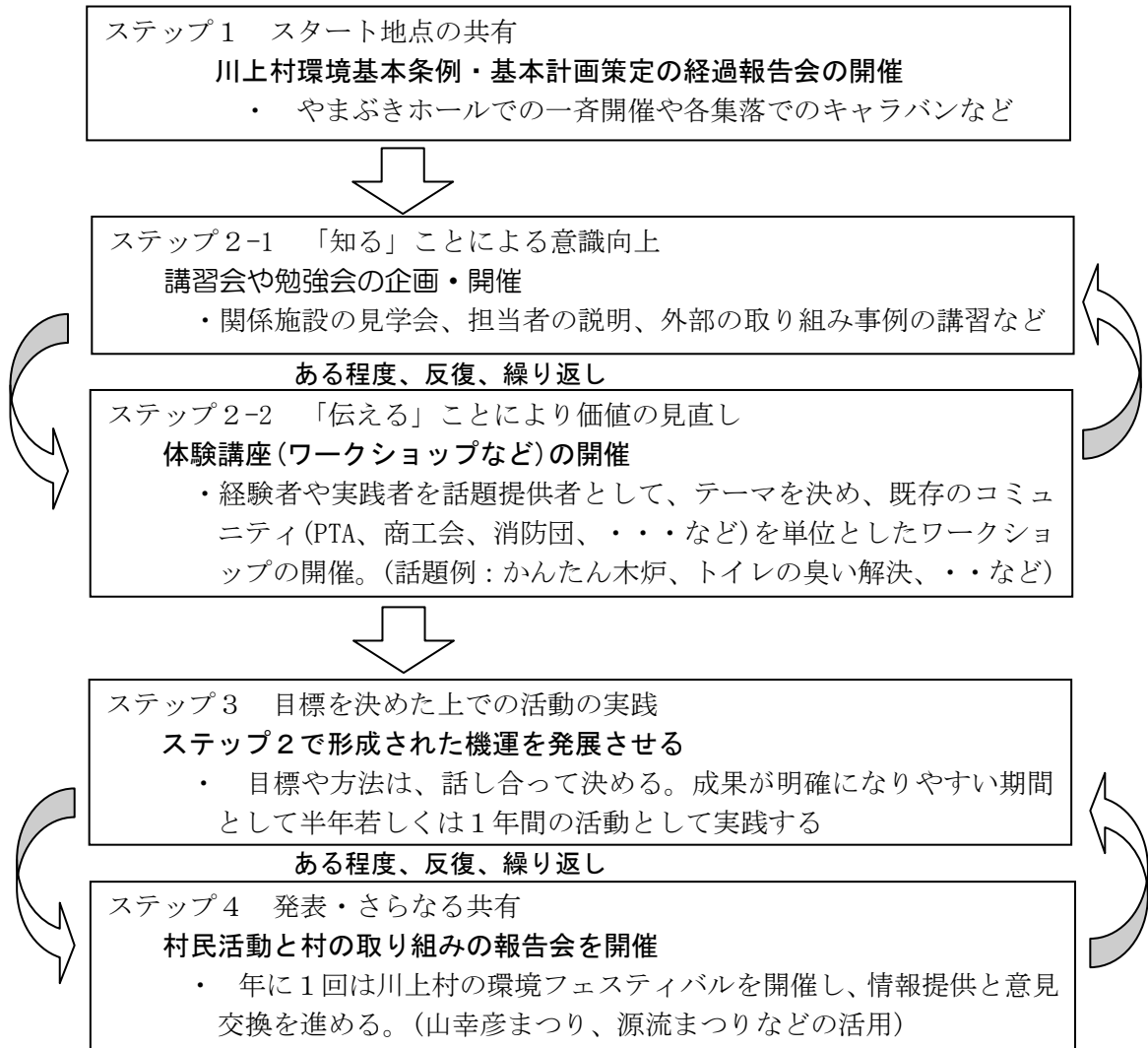
情報提供と、十分な意見交換を図りつつ推進する。家庭用の小型焼却設備の処理についても、一体的に推進する。

### ⑤情報集約・発信プロジェクト

川上村の良さ、水源地のむらづくりについて、ごみ、水質、家庭からの雑排水、廃棄物の屋外焼却(野焼き)、有害鳥獣対策など、環境施策に関する様々な情報をまとめてデータベースを作成し、共有・活用する。

### (3) 地域活動(環境クラブ活動)促進プロジェクト

- ・ 次のような手順により、環境に係る村民等の主体的な活動を促進します。



- ・ 活動の事務局は、機動性確保などのため、村の財団法人の活用も視野に入れて体制づくりを進めます。



#### (4) 環境ビジネス推進プロジェクト

- ・ 次のような活動の推進を想定します。

##### ①林業振興プロジェクト

既に、第4次川上村総合計画(後期基本計画)の重点プロジェクトとして推進することを位置づけています。間伐残査等のバイオエネルギー資源としての活用検討なども含めて推進することとします。

##### ②観光立村推進プロジェクト

既に、第4次川上村総合計画(後期基本計画)の重点プロジェクトとして、推進することを位置づけています。

##### ③森づくりの追い風創出プロジェクト

二酸化炭素の排出量取引、“企業の森制度”の導入に係る可能性の検討、実践活動を進めます。

- ・ 村内だけでなく、村外の人々、団体などとも連携を図りつつ推進します。

#### (5) 次世代ダム運営プロジェクト

- ・ 大滝ダム、大迫ダムともに、一定の環境への配慮はなされているが、環境に配慮したダムの運営は、本村における水源地のむらづくりの根幹となる要素です。

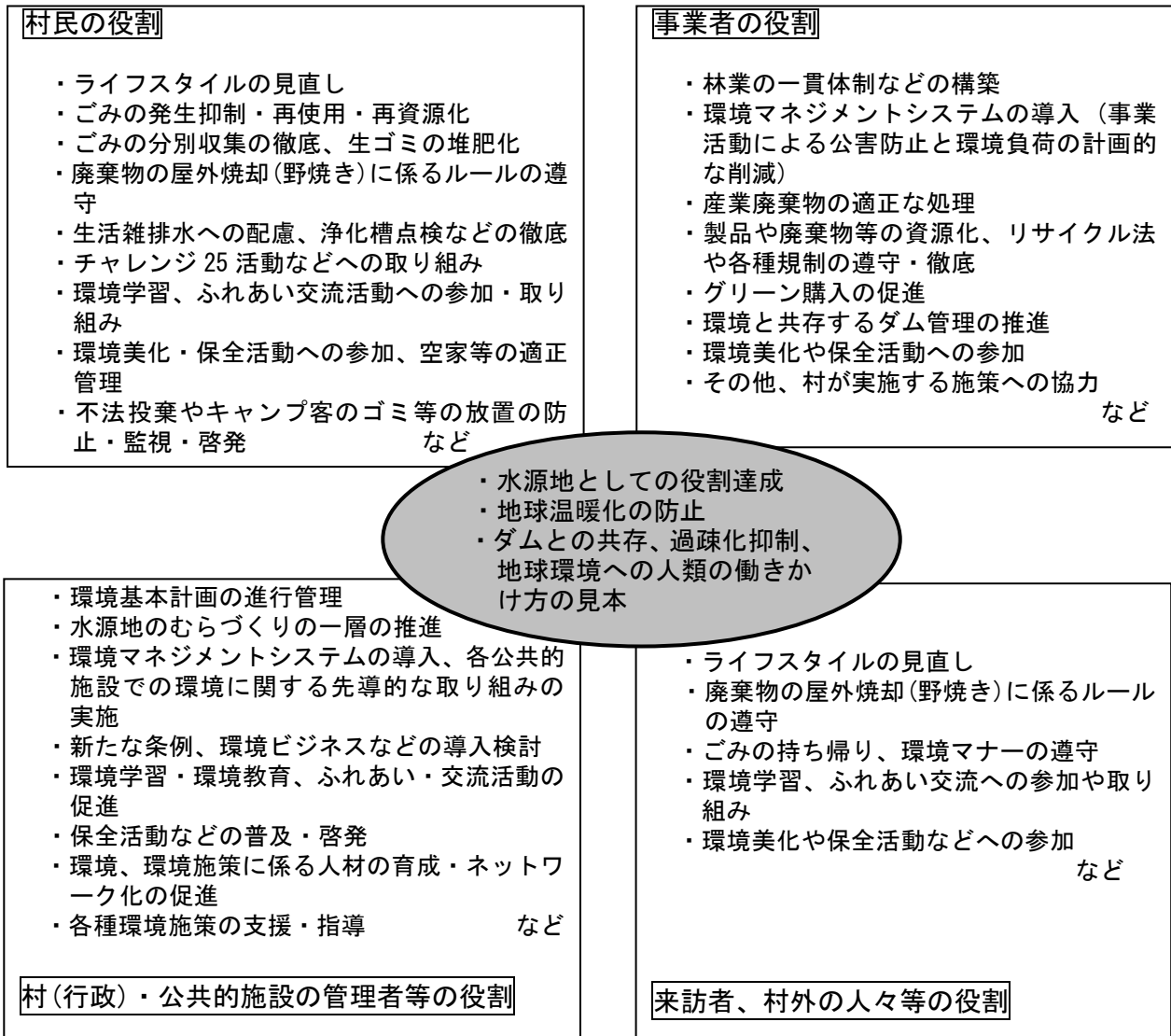
ダム事業者である国土交通省、農林水産省、利水者並びにダム等に係る環境基準を定めている奈良県等の関係機関とともに、水源地のむらに一層相応しいダムのあり方について継続的に検討・試行などを図り、適切な情報発信などが進めうる組織の確立をめざします。

## 第6章 計画の推進方策

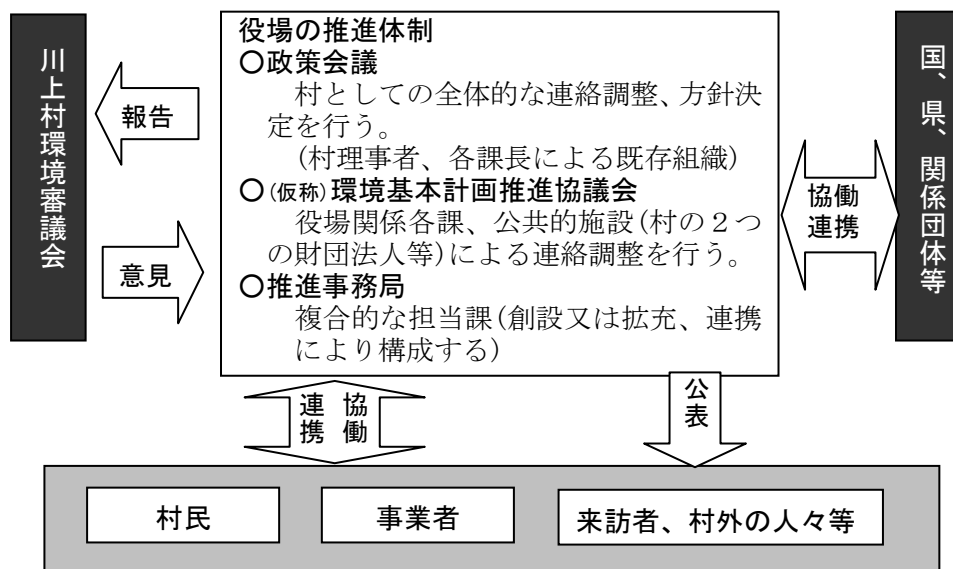
### (1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、事業者、村民及び村、本村への来訪者、下流域又は都市に住む人々などが、それぞれの役割に応じて取り組みを進めることが肝要です。日常生活や事業活動、ふれあい、交流、学習、環境改善などのあらゆる場面において、水源地のむらづくりを基本とした環境の保全及び創造に向けて、積極的な意見交換、自発的な活動、相互の連携・協力を図りつつ、各主体が一体となって推進する体制を確立して進めるものとします。

#### 各主体の役割



## 推進体制



## (2) 計画の進行管理

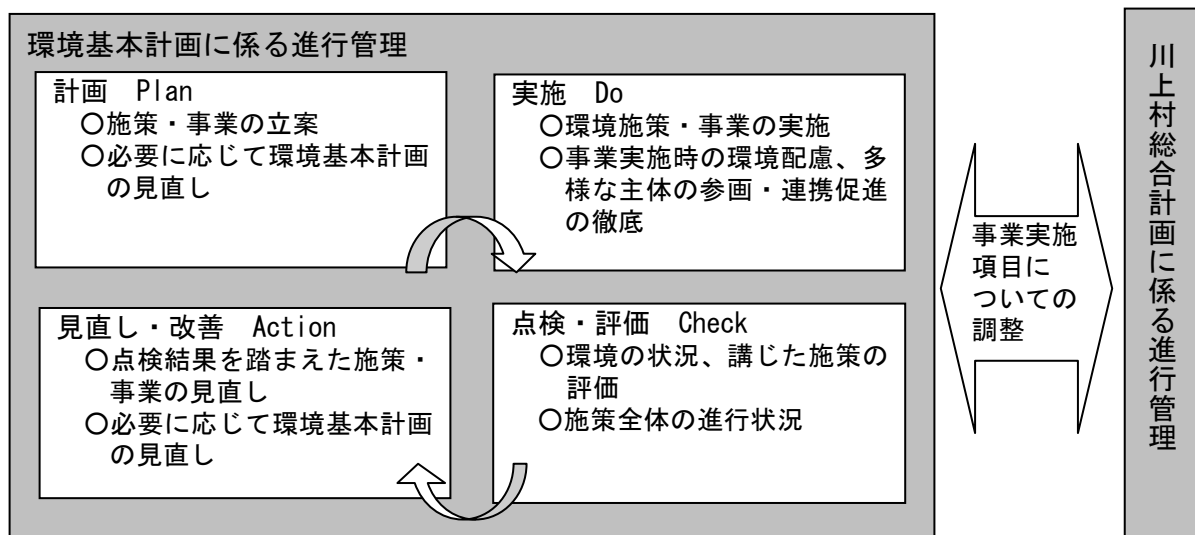
川上村環境基本計画を着実に推進し、実効性を確保していくためには、計画の進行管理が必要です。

川上村の環境基本計画は、村の将来像(水源地のむらづくり)の骨格的な施策と位置づける計画であり、村全体のむらづくり施策と広い範囲で一对の施策となります。

そのため、村全体の施策を対象とした川上村総合計画の進行管理と事業施策面での調整を図りながら、個別事業のPDCAサイクル(計画 Plan→実行 Do→点検・評価 Check→見直し・改善 Action→計画 Plan・・・)による進行管理を進めます。

実質的には、役場内の「(仮称)環境基本計画推進協議会」を中心に毎年度の実施状況などを取りまとめて点検・評価し、川上村環境審議会に報告して意見を聴取します。また、その結果などを公表し、村民や事業者などからも必要に応じて意見を聴取しながら、計画の改善、見直しを図っていきます。

### 進行管理の仕組み



## 参考資料 1. 策定の経緯

本計画の策定経緯は、次の通りです。

	主な経緯
平成 20 年 6 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場内に川上村環境基本計画検討会を組織して、村の環境施策についての検討を開始する。</li> </ul>
平成 21 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>村議会において川上村環境基本条例を議決し、交付する。</li> </ul>
11 月	<b>第 1 回川上村環境審議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>川上村環境基本条例に基づいて川上村環境審議会を組織し、川上村環境基本計画についての審議を開始する。</li> </ul>
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あなたの暮らしと環境についての意向調査」(川上村環境基本計画・村民向けアンケート調査)を実施する。</li> </ul>
平成 22 年 1 月～2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「川上村環境基本計画・村外居住者アンケート調査」を実施する。</li> <li>川上村環境審議会委員を訪問し、各委員の環境基本計画などについての意見等を拝聴する。</li> </ul>
3 月～6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>川上村環境基本計画検討会において、村各課、村職員の意見も求めながら、川上村環境基本計画(素案)を策定する。</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>村内のダム事業者(国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所、農林水産省 近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所 大迫ダム管理所)への村内のダムの状況などについての意見等を拝聴する。</li> </ul>
7 月	<b>第 2 回川上村環境審議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経過報告と、川上村環境基本計画(素案)についての意見交換を行う。</li> </ul>
7 月～8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>川上村環境基本計画(案)について、パブリックコメントを募集する。</li> </ul>
9 月	<b>第 3 回川上村環境審議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>川上村環境基本計画(最終案)についての確認と、具現化に向けての意見交換を行う。</li> </ul>
12 月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>村議会へ川上村環境基本計画を報告。</li> </ul>
平成 23 年 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>村民向けの説明資料などを作成し、策定した計画の周知開始。</li> <li>各主体での行動計画づくりを開始(→ 情報発信、活動実施)。</li> <li>基礎的な基盤づくりの開始。</li> </ul>

川上村環境審議会・川上村環境基本計画検討会の構成は、次の通りです。

### 川上村環境審議会委員

(平成 22 年 10 月現在。敬称略、順不同)

	氏名	備考
会長	辻谷 達雄	財団法人吉野川紀の川源流物語 森と水の源流館 館長
副会長	佐藤 孝則	天理大学おやさと研究所 自然・人間環境学研究室 教授
委員	大西 廣長	川上村議会 議長
〃	堀谷 正吾	川上村議会経済福祉委員会 委員長
〃	牟禮 輝久	国土交通省近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所 所長
〃	山本 尚	奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課 課長
〃	楠下 孝雄	NPO法人奈良県環境カウンセラー協会 副理事長
〃	前田 剛	川上村区長会 会長
〃	南本 泰男	川上村森林組合 組合長
〃	松本 利子	川上村商工会女性部部长
〃	川井 裕	川上村立川上小学校 教頭
〃	徳田 升作	川上村シルバー人材センター 理事
〃	松本 一代	川上村老人クラブ連合会女性部 部長
〃	新田 公子	水質浄化活動実践者
〃	梅本 伸子	婦人代表
〃	東 佐和子	婦人代表
オブザーバー	栗山 忠昭	川上村副村長
事務局		住民福祉課(泉谷課長、井上課長補佐、中川課長補佐、久保主任)、森と水の源流館(尾上次長)

### 川上村環境基本計画検討会の委員

(平成 22 年 10 月現在。敬称略、順不同)

	氏名	備考
委員長	栗山 忠昭	副村長
委員	福井 敏夫	総務課長
〃	坂口 泰一	企画財政課長
〃	森内 太	企画財政課課長補佐
〃	松村 悦治	地域振興課長
〃	小南 昇	建設課長
〃	上林 哲士	教育委員会教育次長
〃	大西 一男	議会事務局長
事務局		住民福祉課(泉谷課長、井上課長補佐、中川課長補佐、久保主任)、森と水の源流館(尾上次長)、コンサル(都邑計画)

## 参考資料 2. 用語の解説

ページ	用語	解説
p16	アイドリングストップ	交差点などでの停車時に、自動車のエンジンを止めることです。二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化防止に効果があるとされています。
p16, 17, 18, 20	ISO14001	国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメントシステム(企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制・プロセス等)のことです。自主的・積極的な環境保全のための行動が求められ、企業(組織)の活動、製品及びサービスによって生じる環境負荷の低減を、持続的に実施するシステムを構築することが要求されます。
p12, 14	一般廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく計画で、市町村が区域内の一般廃棄物(ごみ及びし尿)の処理に関する基本的な事項を定めるものです。
p16, 17, 18, 20	エコアクション 21	国際標準化機構の ISO14001 をベースとしており、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づき、中小企業等でも容易に取り組める環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。
p14	屋外広告物	屋外に掲出・設置される広告物で、その表示の場所・方法は、屋外広告物法や都道府県の条例で規制されています。市町村も、景観行政団体になれば、都道府県との協議の上で、条例により屋外広告物の規制がかけられるようになっていきます。
p1, 4, 11, 16, 17	SGEC 森林認証	平成 15 年に設立された『緑の循環認証会議』SGEC により認証を受け、日本の森林管理のレベルを向上し、豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する、健全な森林育成を保証するシステムで、森林、林産物、製材・住宅・家具メーカーなどの事業者のそれぞれが認証を受ける制度です。
p3, 7, 9, 16	温室効果ガス	地球に温室効果(太陽光に暖められた地表が放出する赤外線を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収するため、地表が温室のように保温される現象)をもたらすガスで、二酸化炭素・メタン・一酸化窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄の 6 種類です。
p16	カーシェアリング	登録した複数の会員が自動車を共同利用するシステム、有料サービスのことで、車の所有・維持費用が掛からない上、必要に応じて 15 分から 30 分といった短時間単位で、またレンタカーより低い料金で利用できることが多い仕組みのことです。カーシェアリングの普及は、車の効率利用を促し、環境対策や渋滞解消にもつながるとみられています。
p16	カーボンオフセット	不可避免的に排出してしまった二酸化炭素などの温室効果ガスを、別の所で吸収あるいは削減して、排出に見合った分の埋め合わせをしようという概念で、二酸化炭素の排出を相殺(offset)するという意味から、カーボンオフセットと呼ばれています。吸収や削減の手法としては、植林、森林保護、風力など自然エネルギーを活用した発電、非効率な老朽設備の省エネルギー設備への転換、などがとられます。

ページ	用語	解説
p16	カーボンフットプリント	商品の製造、輸送、販売、リサイクル、廃棄のそれぞれの過程において、どの程度の二酸化炭素（CO2）を排出しているかの表示です。
p1, 12	合併処理浄化槽	<p>浄化槽はその処理する対象によって、大きく、し尿だけを処理する単独浄化槽と、し尿と生活雑排水を処理する合併浄化槽に分類されます。</p> <p>浄化層法では、平成13年改正以降は「浄化槽」と言えば「合併処理浄化槽」のことを示し、法律改正前に設置されている単独処理浄化槽は「浄化槽とみなす」（みなし浄化槽）と分類しています。</p>
p24	川上村環境審議会	川上村の環境の保全及び創造に関する重要な事項を調査審議するために、川上村環境基本条例に基づいて設置している審議会です。
P2, 7, 21	川上村環境基本条例	川上村の環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、「水源地のむらづくり」の一層の発展と村民の暮らしへの定着を図ることを目的として、平成21年9月に交付・施行しています。
P2, 6, 20, 21	川上村総合計画	地方自治法第2条第4項の「市町村は、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想を定め、これに即して事務処理をしなければならない。」に対応して第4次川上村総合計画(基本構想：平成17～26年度、後期基本計画：平成22～26年度)を定めています。
P13	環境影響評価制度	道路やダムなどの建設、住宅団地の造成などの開発事業を行う場合に、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者自身が事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して住民や行政から環境の保全についての意見を聴くことにより、必要な環境の保全及び創造の措置を検討することで、事業が及ぼす環境への影響をできるかぎり小さくする、そのための手続を定めたものです。
p17, 20	環境コミュニケーション	国の環境基本計画では、「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。」という意味で用いられています。
P2	環境基本法	日本の環境政策の根幹を定めた基本となる法律で、平成5年11月19日に公布、施行されています。
p16, 17	環境負荷	環境に与えるマイナスの影響のことで、廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加などの人的に発生するものと、気象、地震、火山などの自然的に発生するものがあります。環境基本法では、特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものを、環境への負荷と呼んでいます。

ページ	用語	解説
p3, 10, 17, 18, 21	環境ビジネス	<p>環境関連法が整備されることで、近年急速に市場が拡大してきた産業で、定義もはっきり確定しているわけではありませんが、主に、環境汚染防止、環境負荷低減、資源の有効利用の3分野に関わるビジネスがあるとされています。</p> <p>環境省が2002年に行った調査によれば、市場規模は2010年度は47兆円、10年後には57兆円と予測され、今後ますます成長する可能性のある分野として注目されています。</p>
p1	京都議定書	1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議で採択された温室効果ガス削減計画です。
p23	グリーン購入	環境負荷が少ない製品等を優先的に購入することです。
p14	屋外広告物条例等	<p>奈良県屋外広告物条例は、昭和35年に公布されています。</p> <p>また、別途の手法として、都市だけでなく農山漁村においても良好な景観の形成を図るために、2005年（平成17）に全面施行された景観を守る体系的な法律として景観法があります。</p> <p>この法律に基づいて、景観計画区域における規制（景観地区、景観重要構造物・樹木、景観協定等）、景観整備機構（景観行政団体の市町村が指定）への支援措置等が実施できるようになっています。</p>
p16	コージェネレーション	電気・熱・蒸気などを同時に発生させることで、ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなうなど、熱電供給、廃熱発電等によりエネルギーを効率的に運用する仕組みです。
p12, 17	CO2の排出量取引制度	地球温暖化の原因であるCO2の排出を減らすため、CO2の排出超過分や不足分を国や企業が市場で取引する仕組みのことです。日本では、2008年に排出量取引制度の試行運用が始まり、エネルギーに由来するCO2を対象として、企業が自主的に削減目標を設定し、排出枠やクレジットを口座上で取引することなどが行われているようです。
p8, 17	CSR	corporate social responsibilityの略語で、「企業の社会的責任」のことです。企業が、収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任のことを言います。
P5, 7, 9, 11, 12, 13	生態系	ある一定の地域で生息している全ての生物と、その無機的環境とを含めて総合的なシステムとみた場合、それを生態系（エコシステム）と言います。
p9, 16	自然エネルギー	太陽光や地熱、風力、小水力発電など、自然現象から得られる環境負荷が少なく枯渇しない「再生可能なエネルギー」のことを言います。
p17	スパイラルアップ	スパイラルとは螺旋の事で、螺旋のように回りながら上がっていく事です。「PDCAサイクルを活用して、スパイラルアップする。」といった使い方をされます。
P15	住まいるネット事業	川上村が実施している“空家バンク事業”で、空家情報のデータベース化、居住希望者（借りたい人）への村内情報の提供、貸したい人と借りたい人の紹介を行っています。



ページ	用語	解説
p5, 9, 12, 13, 19	生物多様性	色々な生物が存在している様子のことで、生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在することです。
p15	ダイオキシン	物の燃焼等の過程で非意図的に生成される炭素、水素、塩素等で構成される化合物の総称で、分解されにくい性質を持っており、生物に対する毒性の強いものもあり、発ガン性等の原因になるとも言われています。
p12, 23	地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことです。深刻な地球環境問題で、生態系や気候など、環境へ与える悪影響が予想されています。
p16	地産地消	その地域で生産された食材、製品、材料を、その地域で消費することです。現状の消費は、輸送やその間の保管・保存等のために多くのエネルギーを使うため、温室効果ガスを多く発生しており、地産地消は地球温暖化対策の大切な取り組みの一つとされています。
p19	JICA	ジャイカ、国際協力機構のことで、社会のグローバル化に伴う課題への対応、公正な成長と貧困削減、ガバナンス(国の資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方)の改善、人間の安全保障の実現についての国際的な取り組みを行っています。
p16	チャレンジ 25	国が、CO <sub>2</sub> 削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を広く国民に呼び掛けている国民運動です。この活動は、「チームマイナス 6%」から、チャレンジ 25 へと推移しています。
p13	特定外来生物	海外から入ってきた外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、人の生命・身体や生態系、農林水産業などに被害を与える侵略的な外来生物を特定外来生物として指定し、飼うことや栽培、保管、運搬、輸入することを厳しく規制しています。代表的な特定外来生物には、アライグマ、カミツキガメ、ウシガエル、ブラックバス、アメリカザリガニ等があります。
p2	奈良県環境基本条例	奈良県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 8 年に制定されています。
p5, 12, 14, 15, 18, 20	廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)を廃棄物といい、事業活動により排出される「産業廃棄物」と、それ以外の「一般廃棄物」があります。
p16	パーク&ライド	自宅から最寄りの駅に近い駐車場に駐車(パーク)し、そこから電車など公共交通機関に乗って(ライド)通勤する方法のことです。
p16, 17	バイオマス	Biomass のことで、生態学で特定の時点においてある空間に存在する生物の量を、物質の量として表現したものです。植物生態学などの場合には現存量の語として使われることも多く、転じて生物由来の資源を示すこともあります。バイオマスを用いた燃料は、バイオ燃料またはエコ燃料と呼ばれています。

ページ	用語	解説
p16	フードマイレージ	食料を生産・輸入してから、消費者の口に入るまでに、食料がどれくらいの距離を運ばれてきたのかを表した数字のことです。
p7	物質循環	地球上の生物群が有限の物質を無限に利用する仕組みを体系的にとらえた時、これを物質循環と呼んでいます。
p24	PDCA サイクル	実施している取り組みを、一層実効性のあるように改善していくために、計画(Plan)を立て、実行(Do)、点検・評価(Check)をして、見直し(Action)を行い、次の計画に反映させる工程を繰り返し行うことです。
p19	ペレットストーブ	木材を小さな固まり状(木質ペレット)にしたものなどを燃料とするストーブのことで、間伐材の利用促進や非化石燃料を用いるので、地球温暖化防止対策などに貢献することが注目されています。
p23	リサイクル法	資源物などの分別回収・再資源化・再利用について定めた法律のことで、容器包装、家電、自動車、食品、建設事業に関するリサイクル法があります。
p23	ライフスタイル	生活の様式、営み方、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。
p21	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会、参加者が自主的活動方式で行う講習会などのことです。